

平成30年第3回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 3月26日

閉 会 3月26日

平成30年第3回 上ノ国町農業委員会総会

告 示 年 月 日	平成30年3月19日					
招 集 年 月 日	平成30年3月26日					
招 集 の 場 所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開 閉 会 日 時	(開会) 平成30年 3月26日 午後1時30分					
及 び 宣 言	(閉会) 平成30年 3月26日 午後1時43分			議長 鈴木 敏 秋		
委 員 応 召 及 出 席 者 氏 名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ × 遅 早 遅刻 早退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	京谷 作右衛門	○			
	2	菊 池 和 雄	○			
	3	森 宏 樹	○			
	4	森 光 行	○			
	5	丸 山 由美子	○			
	6	山 口 公 仁	○			
	7	久 末 善 輝	○			
	8	山 下 敏 雄	○			
	9	鈴 木 敏 秋	○			
議事録署名委員	一番 京谷 作右衛門			五番 丸 山 由美子		
農 地 最 適 化 推 進 委 員						
農 業 委 員 会 事 務 局 職 員 名 の 氏 名	局長 高 見 博			主査 太 田 辰 徳		

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 農用地利用集積計画の取り下げについて
第 5	報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 6	議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 7	議案第 2 号 現況証明願いについて

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

本日は天候も良く、また、雪解けも一段と進み何かとご多忙のところ大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから、平成30年第3回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長から指名します。

議事録署名委員に1番 京谷委員、5番 丸山委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第４ 報告第２号 農用地利用集積計画の取り下げについて

議 長

日程第４、報告第２号 農用地利用集積計画の取り下げについてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第２号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第５ 報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知について

議 長

日程第５、報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第３号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第６ 議案第１号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第６、議案第１号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第１号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、農業委員会等に関する法律第３１条に規定の議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号１から番号６の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5, 333 m²です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、1, 848 m²です。

譲渡人は字中須田の〇〇 〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字大留〇〇〇番〇 外5筆、地目は現況が畑、公簿が田で、面積合計は、10, 393 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字豊田〇〇番 外2筆、地目は現況が畑、公簿が畑及び田で面積合計は、12, 889 m²です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分3分の1の子どもの〇〇さんで、併せて法定持分3分の1の子ども1名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字豊田〇〇番〇 外1筆、地目は現況が畑、公簿が畑及び原野で面積合計は、5, 654 m²です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で面積は、4, 195 m²です。

貸付人は函館市の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号6については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号7から番号8の内容について、事務局職員より説明させます。
本件については、4番、森光行委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで森光行委員の発言を禁じます。
それでは説明を求めます。

事務局

番号7、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況が田、公簿が用悪水路で、面積は、74㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇 〇さん、譲受人は字中須田の〇 〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1,802㎡です。

貸付人は字大留の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで更新による使用貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号7から番号8については、原案どおり可決いたします。
それでは、森光行委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号9の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号9、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で面積合計は、3, 481㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は妻と子ども4名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2の1の妻の〇〇さんで、併せて法定持分8分の1の子ども1名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号9については、原案どおり可決いたします。

議長

続きまして、番号10から番号11の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、８番、山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで山下委員の発言を禁じます。

それでは説明を求めます。

事務局

番号10、場所は字新村〇〇〇番〇〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、322㎡です。

譲渡人は字新村の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 11、場所は字豊田〇〇番 外4筆、地目は現況が田及び畑、公簿が原野及び畑で、面積合計は、12, 212 m²です。

譲渡人は字新村の〇〇 〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号１０から番号１１については、原案どおり可決いたします。

それでは、山下委員の発言を許します。

議長

続きまして、番号１２から番号１３までの内容について、事務局職員より説明させていただきます。

事務局

番号12、場所は字北村〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況が田・公簿とも田及び畑で、面積合計は、6,083㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇〇〇さん、借受人は字北村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で新規による使用貸借権の設定となっております。

当該地については、〇〇〇〇〇さん外6名の共有名義となっており、本契約にあたり、申請者は持分3の1の〇〇〇さんで、併せて外6名全員の同意での申請となっております。期間は11年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字木ノ子〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1、811m²です。

貸付人は字木ノ子の〇〇〇〇さん、借受人は字木ノ子の〇〇 〇さんで更新による
賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号 1 2 から番号 1 3 については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第7 議案第2号 現況証明願いについて

議長

日程第 7、議案第 2 号 現況証明願いについてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第2号を朗読する。)

議長

本件について、調査確認委員より説明をお願いします。

3番委員

3月14日に、菊池委員、山口委員、そして私を含めた3名と事務局職員1名の同行により番号1から番号2の土地について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は、字館野〇〇番、字石崎の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが、不耕作となり数十年が経過し、現在は原野化しており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号2、場所は、字館野〇〇番 外1筆、字石崎の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが、不耕作となり数十年が経過し、現在は原野化しており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成30年第3回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時43分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長

署名委員

署名委員